

第 6444 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 5月 25日 月曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行：税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL:06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ ひとり親控除

Q：令和2年の税制改正では、ひとり親控除というものが創設されたとか。どのような内容のものなのですか？

A：次のような内容です。

【解説】

令和2年の税制改正では、全てのひとり親家族に対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するため、ひとり親控除の創設と寡婦控除の改組が行われました。

ひとり親控除とは、居住者がひとり親(現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者で一定の要件を満たすものをいいます)である場合には、その者のその年分の総所得金額等から35万円を控除するという制度です。

一定の要件は、次のとおりです。

- ① その者と生計を一にする子で政令で定めるものを有すること
- ② 合計所得金額が500万円以下であること
- ③ その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者として財務省令で定めるものがないこと

この制度は、令和2年分以後の所得税に適用され、今年の年末調整から実施されることとなります。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】